

## 検討のためのたたき台・その2

（第1 「保釈中・勾留執行停止中の被告人の逃亡を防止するための方策」）

## 第1-1 被告人に、公判期日外における裁判所その他の機関への出頭や報告をする義務を課すこと

### 1 考えられる制度の枠組み

- (1) 裁判所は、保釈され又は勾留の執行を停止されている被告人の公判期日への出頭を確保するため必要があると認めるときは、被告人に対し、次の事項を命ずることができるものとする。
  - ア 指定の日時に、指定の場所に出頭すること
  - イ 就業・就学の状況、居住状況その他の裁判所が定める事項を報告すること
- (2) ア (1)による命令に違反して、正当な理由なく、出頭せず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、検察官の請求により又は職権で、決定で保釈又は勾留執行停止を取り消すことができるものとする。
  - イ (1)による命令に違反して、正当な理由なく、出頭せず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合の罰則を設ける。

### 2 検討課題

- (1) 命令の要件
  - どのような場合に出頭・報告を命ずることとするか
- (2) 命令の内容
  - 出頭と報告のいずれか一方を命じることでもできるものとするか
  - 裁判所以外の機関・場所への出頭も命じ得るものとするか
- (3) 第一回公判期日前における命令の主体
  - 第一回公判期日前においても、公訴の提起を受けた裁判所が命じるものとするか、裁判官が命じるものとするか
- (4) 命令違反があった場合の措置
  - 命令違反を理由として保釈又は勾留執行停止を取り消し得るものとする必要性・相当性はあるか
  - 命令違反を理由とする罰則を設ける必要性・相当性はあるか
  - 出頭せず又は報告をしないことについて「正当な理由」がある場合とは、どのような場合か
  - 罰則の法定刑は、どのようなものとするか

## 第1-2 身元引受人が被告人を監督して逃亡を防止し、公判期日への出頭を確保する仕組み

### 1 考えられる制度の枠組み

(1) 裁判所は、保釈を許可し、又は勾留の執行を停止する場合において、被告人の出頭を確保するため必要があると認めるときは、適当と認める者（当該者及び被告人の同意があるものに限る。）を監督者として選任することができるものとする。

監督者の選任に当たっては、監督者に監督保証金を納付させるものとし、被告人の保釈又は勾留執行停止が取り消されたときは、監督保証金の全部又は一部を没取することができるものとする。

(2) 裁判所は、監督者に対し、次の行為を命ずることができるものとする。

ア 被告人が出頭すべき公判期日に被告人と共に裁判所に出頭すること

イ 被告人の住所、職業、現在地その他の事項について、裁判所に報告すること

ウ 次の事項を知ったときは、速やかに裁判所に報告すること

(ア) 被告人が住居の制限の違反等保釈や勾留執行停止の条件に違反する行為に及ぼうとし、又は及んだこと

(イ) 被告人の就業・就学の状況、居住状況、健康状態等の変更その他の裁判所が定める事項が生じたこと

(3)ア 裁判所は、監督者が(2)による命令に違反したときは、監督者を解任し、及び監督保証金の全部又は一部を没取することができるものとし、この場合において、新たに監督者が選任されないときは、保釈又は勾留執行停止を取り消すことができるものとする。

イ (2)による命令に違反した場合の罰則を設ける。

### 2 検討課題

(1) 監督者の選任要件等

○ どのような要件で監督者を選任するものとするか

○ 監督者の候補者の同意を要するものとするか

○ 監督者に監督保証金を納付させ、被告人の保釈又は勾留執行停止が取り消されたときにこれを没取することができるものとするか

(2) 監督者に命ずる事項

- 裁判所は、監督者にどのような行為を命ずるものとするか（どのような目的・効果があるか）

(3) 監督者が命令に違反した場合の措置

- 監督保証金を没取することができるものとするか
- 監督者が解任され、新たに監督者が選任されないときは、保釈又は勾留執行停止を取り消すことができるものとするか
- 罰則を設けるものとするか

## 第1-3 保釈中の被告人等が正当な理由なく公判期日に出頭しない不作為などを対象とする新たな罰則を設けること

### 1 考えられる制度の枠組み

- (1) 保釈中又は勾留執行停止中の被告人が、裁判所から召喚を受け、正当な理由なく、公判期日に出頭しない場合の罰則を設ける。
- (2) 保釈又は勾留執行停止を取り消された被告人が、検察官から指定の日時及び場所に出頭することを求められ、正当な理由なく、当該日時及び場所に出頭しない場合の罰則を設ける。
- (3) 勾留の執行を停止された被告人が、その執行停止の期間が満了した後、正当な理由なく、出頭すべき場所に出頭しない場合の罰則を設ける。

### 2 検討課題

- (1) 保釈中の被告人等が公判期日に出頭しない場合の罰則（上記1(1)）
  - 罰則を設ける必要性・相当性はあるか
  - 在宅の被告人も罰則の対象とするか
  - 法定刑は、どのようなものとするか
- (2) 保釈取消し等の後の呼出しに応じない場合の罰則（上記1(2)）
  - 罰則を設ける必要性・相当性はあるか
  - 保釈取消し等の後、出頭を求められて出頭しないことについて「正当な理由」がある場合とは、どのような場合か
  - 法定刑は、どのようなものとするか
- (3) 勾留執行停止の期間満了後に出頭しない場合の罰則（上記1(3)）
  - 罰則を設ける必要性・相当性はあるか
  - 勾留執行停止の期間満了後に出頭しないことについて「正当な理由」がある場合とは、どのような場合か
  - 法定刑は、どのようなものとするか

## 第1-4 単純逃走罪（刑法97条）の主体を拡大すること

### 1 考えられる制度の枠組み

- (1) 令状により身体拘束された者が逃走した場合を単純逃走罪（刑法97条）の処罰の対象とする。
- (2) 法定刑を引き上げる。

### 2 検討課題

#### (1) 処罰の対象とすべき者の範囲

- 令状により身体拘束された者を単純逃走罪の対象とするか

(例)

- ① 勾留状，勾引状又は収容状の執行を受けたが，刑事施設等に収容される前の被疑者，被告人又は刑確定者
- ② 逮捕状により逮捕され，又は緊急逮捕されて（逮捕状の発付後），刑事施設等に留置される前の被疑者，留置中の被疑者
- ③ 勾引状の執行を受けた証人
- ④ 更生保護法の引致状の執行を受けたが，刑事施設等に留置される前の者
- ⑤ 少年法の同行状の執行を受けたが，少年院又は少年鑑別所に収容される前の少年

- 上記のほか，法令により身体拘束された者も同罪の対象とするか

(例)

- ⑥ 現行犯人逮捕され，又は緊急逮捕されて（逮捕状の発付前），刑事施設等に留置される前の被疑者，留置中の被疑者
- ⑦ 更生保護法の規定により刑事施設等に留置中の者
- ⑧ 少年法の規定により保護処分として少年院に収容中の少年や観護措置として少年鑑別所に収容中の少年

#### (2) 構成要件

- 構成要件をどのようなものとするか

#### (3) 法定刑

- 法定刑をどのようなものとするか

## 第1-5 保釈中又は勾留執行停止中の被告人にGPS端末を装着させることにより逃亡を防止する仕組みを設けること

### 1 考えられる制度の枠組み

- (1) 裁判所は、保釈を許す場合において、必要があると認めるときは、被告人に対し、GPS端末の装着を命ずることができるものとする。
- (2) 裁判所は、(1)によりGPS端末の装着を命じる場合には、併せて、被告人に対し、一定の地域に入り、又は一定の地域から出てはならないことを命ずるものとする。
- (3) (1)によりGPS端末の装着を命ぜられた者は、次の事項を遵守しなければならないものとする。
  - ア GPS端末を自己の身体から取り外さないこと〔GPS端末装着義務〕
  - イ GPS端末を損壊し、又は電波を遮断する等その位置測定機能を故意に失わせる行為をしないこと〔損壊等の禁止〕
  - ウ GPS端末の充電等、位置測定機能を維持するために必要な管理を怠らないこと〔充電等の義務〕
- (4) GPS端末の機能によって義務違反を検知し、保釈を取り消すなどした上、位置情報を活用して身柄を拘束することができる仕組みを設ける。

### 2 検討課題

- (1) GPS端末を装着させる被告人の範囲・要件
  - GPSの機能を用いて逃亡を防止することが必要であり、かつ有効であるのはどのような場合か
- (2) 対象者に対して課す義務の内容
  - 逃亡を防止するため、どのような義務を課すものとするか
- (3) 義務違反を検知した場合の措置
  - 義務違反が検知された場合に、その者の逃亡を防止するため、どのような措置をとり得るものとするか
  - どのような場合に位置情報を取得・把握するか